

## 2020年人事院「給与報告」について（声明）

2020年10月28日  
全日本教職員組合 中央執行委員会

1. 人事院は本日、「職員の給与等に関する勧告と報告」のうち、残されていた「月例給に関する報告」をおこないません。官民較差が「△164円、△0.04%」と極めて小さいことから俸給表の改定を見送りました。公務員賃金は、地域経済や民間給与に大きな影響を与えるものです。われわれは地域経済を支える経済政策として公務員の賃上げの必要性を訴え続けてきました。また、新型コロナウイルス感染拡大の中で、感染リスクを負いながらも国民のいのちとくらしを守るため最前線に立って長時間過密労働を続けている公務員労働者の奮闘にこたえ、生活改善をすすめるためにも賃上げを求めてきました。こうした要求からすれば、人事院が労働基本権制約の代償機関としての役割を果たさず、月例給を据え置く報告を行なったことは、極めて不十分な内容です。

また、異例の一時金と月例給を分けた勧告により地方人事委員会もその対応に追われ大きな混乱が生じていることも重大な問題です。

2. 実質賃金が低下する一方の高齢層職員は、高齢期の生活に対する不安がさらに増えています。2021年度の退職者から年金支給は65歳に引き上げられ、多くの公務員労働者は再任用で働くこととなります。あらためて再任用者の賃金・労働条件の抜本的な改善が必要です。雇用と年金の確実な接続のために、政府が使用者としての責任を果たし、速やかに定年引上げをおこなうよう求めるものです。全教は、定年引上げにともなう賃金や働き続けられる労働条件の充実と整備を求め、公務労組連絡会に結集し、あらためて政府・文科省へのとりくみを強めます。

3. 今年の中央最低賃金審議会答申は、国や企業の責任を棚上げにして「雇用維持最優先」を掲げることで、最低賃金引き上げの流れを断ちました。コロナ禍を理由に労働者に痛みを押しつけるようなことは許されません。すべての労働者が安心してくらししていける賃金を保障することは政治の大きな役割です。

リーマンショック以降、GDPの6割を占める個人消費を回復させないまま、先進国の中で日本だけが賃金が上がらない異常な国となりました。大企業に内部留保を還元させることで、労働者の賃金を大幅に引き上げ、格差を是正し、持続可能な地域経済をつくることが求められます。

全教は、新自由主義的経済政策から憲法が生きる社会への転換をめざし、公務員の大幅定員増と公務公共サービスの拡充とともに、すべての労働者の賃上げ、全国一律最低賃金制度の実現を求め、職場と地域から20確定闘争と21国民春闘をたたかう決意です。

以上